

県政調査計画書

平成27年10月7日

県議会議長 土井 りゅうすけ 殿

会派名 公明党神奈川県議会議員団

団長名 小野寺 慎一郎

(署名又は記名押印)

県政調査を次のとおり計画しましたので、よろしくお取り計らいください。

1 調査議員	(調査団長) 小野寺 慎一郎 (団 員) 藤井 深介 渡辺 ひとし 西村 くにこ
2 調査目的	地方創生の柱の一つである地方移住についての取組や、地域資源を活用した観光施策・外国人観光客誘致の取組等を調査することにより、今後の本県における施策推進の参考とする。
3 調査期間	平成27年11月18日～11月20日
4 調査地	京都府・滋賀県
5 調査項目	(1) 地方移住 地方創生の柱の一つである地方移住について、京都移住コンシェルジュによる相談や移住の状況などを、調査する。 (2) 観光施策、外国人観光客誘致 日本遺産である「琵琶湖とその水辺の景観」などの地域資源を活用した観光施策や、外国人観光客誘致の取組について調査する。



6 経費の概算額	一人当たりの議員経費 ………	89,600円
	内訳 交通費	53,000円
	宿泊費	33,000円
	日 当	3,600円
	合 計	89,600円

*日程表を添付する。

県政調査日程表

日	月日(曜)	調査地	現地時間	交通機関	調査箇所及び調査内容
1	11/18 (水)	京都府 京都市 上京区	午前 午後	新幹線 公共交通機関等	移動(新横浜～京都) ●視察1 京都府庁 ・外国人観光客誘致や地方移住の状況について <京都府内泊>
2	11/19 (木)	滋賀県 近江八幡市 大津市	午前 午後	公共交通機関等 公共交通機関等 公共交通機関等 公共交通機関等	移動(京都～近江八幡) ●視察2 近江八幡の水郷 ・日本遺産「琵琶湖とその水辺景観」の一部である近江八幡の水郷について 移動(近江八幡～大津) ●視察3 滋賀県庁 ・「琵琶湖とその水辺景観」の日本遺産認定までの経緯と取組について 移動(大津～南丹) <京都府内泊>
3	11/20 (金)	京都府 南丹市	午前 午後	公共交通機関等 公共交通機関等 公共交通機関等 新幹線	●視察4 美山ふるさと株式会社 ・地域資源を活用した観光や地方移住について ●視察5 美山町観光協会 ・地域資源を活用した観光について 移動(南丹～京都) 移動(京都～新横浜)

県政調査計画審査結果

県政調査計画について審査したところ、結果は次のとおりでした。

調査実施議員名	(調査団長) 小野寺 慎一郎 (団 員) 藤井 深介 渡辺 ひとし 西村 くにこ
---------	--

1 要領 2 (1) の基準への適否

区 分	調査の基準	計画の内容	適否
① 調査経費	議員 1 人当たり 100 万円以内	議員 1 人当たりの経費は 89,600 円であり、基準を満たしている。	適
② 調査箇所	1 日につき午前及び午後それぞれ 1 箇所以上調査実施 移動日は 1 箇所以上調査実施	移動日について 1 箇所以上、それ以外の日について午前及び午後それぞれ 1 箇所以上調査を実施する行程となっている。	適

2 調査計画に対する審査所見

区 分	所 見
① 調査の実施が県政課題解決の一助となるか。	<ul style="list-style-type: none"> 地方創生の柱の一つである地方移住について、京都移住コンシェルジュによる相談や移住の状況などの調査により、本県における地方創生推進の参考とする。 京都府や南丹市美山町での先進的な取組である地域資源を活用した観光施策、外国人観光客誘致についての調査により、本県観光施策を進めるうえで参考とする。 滋賀県や近江八幡市における日本遺産認定までの経緯や取組の調査により、地域資源を活用した本県観光施策の参考とする。 <p>以上のことから、県政課題解決の一助となるものと認められる。</p>

区 分	所 見
<p>② 調査の実施時期が時宜を得たものか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本年6月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」において、地方移住は大きな柱となっており、その調査は、時宜を得たものである。 ・ 本県は、観光立県かながわの実現を目指し、新たに様々な施策を展開しているところであり、観光戦略を進める事例の調査は、時宜を得たものである。 ・ 「琵琶湖とその水辺景観」は、本年4月に日本遺産認定されており、その経緯や取組の調査は、時宜を得ている。
<p>③ 現地に赴かなければ調査目的が達成できないものか。</p>	<p>それぞれの分野について、今後の本県における施策の取組に活かしていくためには、現地に赴き現場職員から事業内容やその成果について具体、詳細に調査及び聴取しなければ調査目的が達成できないものである。</p>
<p>④ 調査箇所、行程、経費等は妥当なものか。</p>	<p>調査箇所、行程、経費等は県政調査実施要領の基準を満たしており、妥当である。</p>